る場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）を所有し、調達し、又は調達するための措置が講じられることなく、その売付けを受託し、又はその売付けの委託の取次ぎの申込みを受ける行為

［二十四の五～四十　略］

［2～32　略］

（自己取引等の禁止の適用除外）

第百二十八条　法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第一号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一　［略］

二　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ　個別の取引ごとに全ての権利者（当該権利者が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人である場合にあっては、同条第十六項に規定する投資主。以下イ、次条第一項第二号イ並びに第五号ロ及びハ並びに第百三十条第一項第六号において同じ。）に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（⑵において「取引説明」という。）を行い、当該全ての権利者の同意（法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項の全ての定めがある場合において行う取引にあっては、⑴の同意を含む。）を得たものであること。

⑴　全ての権利者の半数以上（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合以上）であって、かつ、全ての権利者の有する法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二条の二第一号に掲げる行為を行うことができる旨

⑵　［略］

ロ　［略］

三　［略］

（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第百二十九条　法第四十二条の二に規定する内閣府令で定める同条第二号に掲げる行為は、次に掲げる行為とする。

一　［略］

二　次に掲げる要件の全てを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ　個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（以下この号から第五号までにおいて「取引説明」という。）を行い、当該全ての権利者の同意（双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる場合を含む。）に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。）を所有し、調達し、又は調達するための措置が講じられることなく、その売付けを受託し、又はその売付けの委託の取次ぎの申込みを受ける行為

［二十四の五～四十　同上］

［2～32　同上］

（自己取引等の禁止の適用除外）

第百二十八条　［同上］

一　［同上］

二　次に掲げる要件のすべてを満たす取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

イ　個別の取引ごとにすべての権利者（当該権利者が投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人である場合にあっては、同条第十六項に規定する投資主。イ、次条第一項第二号イ及び第百三十条第一項第六号において同じ。）に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（⑵において「取引説明」という。）を行い、当該すべての権利者の同意（法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利に係る契約その他の法律行為において次に掲げる事項のすべての定めがある場合において行う取引にあっては、⑴の同意を含む。）を得たものであること。

⑴　すべての権利者の半数以上（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合以上）であって、かつ、すべての権利者の有する法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利の四分の三（これを上回る割合を定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数の同意を得た場合には法第四十二条の二第一号に掲げる行為を行うことができる旨

⑵　［同上］

ロ　［同上］

三　［同上］

（運用財産相互間取引の禁止の適用除外）

第百二十九条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　個別の取引ごとに双方の運用財産の全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由の説明（以下この号から第四号までにおいて「取引説明」という。）を行い、当該全ての権利者の同意（双方の運用財産の法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げ